

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、全てのステークホルダーと良好な関係を築き、長期にわたり継続的な成長を遂げていく上で、役員と社員全員が共有すべき価値観を確立し、高い倫理観を醸成することが、コーポレート・ガバナンスの確立において不可欠であると認識しております。こうした認識のもと、当社は、社外取締役を選任し、監査役会等と連携し管理監督機能を有する取締役会のもと経営会議が業務を執行する体制をとっております。この体制により、経営の管理監督機能と業務執行機能を分離し、経営責任の明確化と業務執行の迅速化を図り、意思決定の透明性の強化を実現できるものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社コスモス	6,889,800	25.82
KDDI株式会社	1,414,200	5.29
ラック従業員持株会	884,310	3.31
三柴 照和	800,000	2.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	593,700	2.22
株式会社ベネッセホールディングス	500,000	1.87
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	479,100	1.79
株式会社ユーシン	398,400	1.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	364,100	1.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	283,300	1.06

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明 更新

- 当社は、自己株式を832,960株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
- 筆頭株主の有限会社コスモスは、KDDI株式会社の100%子会社であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西川 徹矢	他の会社の出身者											
上住 甲子郎	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西川 徹矢	○	---	過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、警察、防衛省、内閣官房における要職を歴任された豊富な経験と見識を当社の経営に活かしていただくとともに、取締役会の一層の活性化を促進し、併せて経営の透明性の向上とコーポレートガバナンスの強化を図っていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社経営者や利害関係者との特別の利害関係はなく、独立した立場での経営監督機能の発揮を期待して独立役員に指定しております。

上住 甲子郎	○	----	株式会社インテージおよびその他の会社における経営者としての実績に基づく経験や見識から、当社の企業価値向上への支援および当社の経営事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役役に選任しております。 また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社経営者や利害関係者との特別の利害関係はなく、独立した立場での経営監督機能の発揮を期待して独立役員に指定しております。
--------	---	------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人の監査方針・監査計画、品質管理体制および監査体制を確認し、会計監査人から四半期毎に監査の状況および結果の報告を受けるほか、必要に応じて、適宜意見交換を実施しております。

監査役は、内部監査部門と相互に監査計画および監査結果を共有し、意見交換を行うことにより、効率的で実効性の高い監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高井 健そう	弁護士													
斎藤 昌治	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高井 健ぞう	○	----	弁護士としての専門能力に基づき、その経験や見識から、企業経営の健全性、特にコンプライアンスの観点についての適切な監査およびアドバイスをいただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。 また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社経営者や利害関係者との特別の利害関係はなく、独立した立場での経営監督機能の発揮を期待して独立役員に指定しております。
斎藤 昌治	○	----	公認会計士としての専門能力に基づいた経験や見識を監査役として活かしていただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。 また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社経営者や利害関係者との特別の利害関係はなく、独立した立場での経営監督機能の発揮を期待して独立役員に指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

固定報酬と、年度の利益額に直接連動して支給額が決定される業績賞与により構成されている従前の報酬体系について、業績賞与部分を、株式による中長期のインセンティブ報酬に置き換えることにより、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、平成28年6月21日開催の定時株主総会において株式給付信託の導入が決議されました。

また、平成28年3月11日開催の取締役会において、募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行を決議しました。

ストックオプションの付与対象者	子会社の取締役
-----------------	---------

該当項目に関する補足説明

中長期的な当社の業績拡大および企業価値の増大を目指すにあたり、当社子会社の取締役に対して、より一層意欲および士気を向上させ、当社との結束力をさらに高めることを目的としております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

平成20年6月24日開催の定時株主総会にて承認された取締役の報酬等の総額、年額金400百万円以内の枠内で社内取締役、社外取締役に支給される総額を開示しております。また、監査役に支給される総数の開示を含め、役員に支給される総額とそのうち社外役員に支給される総額も開示しております。

また、平成28年6月21日開催の定時株主総会において、株式給付信託の導入と、平成29年3月末日で終了する事業年度から平成31年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度に対応する必要資金として150百万円を上限とする新たな株式報酬枠が決議されております。

なお、有価証券報告書および招集通知（事業報告）に取締役および監査役に支払った報酬額等の総額を開示しており、当社ホームページにも掲載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、65,000ポイントを上限といたします。これは、現在の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。なお、取締役に付与されるポイントは、当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)に対しては会議開催までに事前に説明資料等を送付して議事の内容を検討できるよう、取締役会、監査役会での討議の活性化を図ってまいります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

社外取締役2名を含む9名の取締役ににより構成される取締役会は、毎月1回定期に、また必要に応じて臨時に開催され、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況の監視・監督を行っております。
当社は監査役制度を採用しており、監査役会は、社外監査役2名を含む3名の監査役により構成され、毎月1回定期に、また必要に応じて臨時に開催されております。監査役は取締役会への出席のほか、経営会議等の重要会議に出席し、独立した立場から経営の監視を行っております。
なお、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。
また、業務執行を担う経営会議は、常勤の取締役と各業務組織の最高管理責任者等で構成され、原則として毎月2回開催しております。

監査役機能強化に向けた取り組み状況

監査役職務を補助する従業員を配置するとともに、取締役会の他、経営会議等の重要な意思決定が行われる会議への出席や稟議書その他業務執行に関する重要な文書の閲覧ができ、必要に応じて取締役や従業員から説明が受けられるよう体制整備に努めています。
また内部監査部門と会計監査人との連携を強化し、監査役監査の実効性を高めるよう取り組んでおります。

社外監査役に関する事項(当社における役割や機能について)

経営者から独立した立場で経営陣の意思決定のプロセスや重要案件に関して審議が充分になされているかを監督し外部の目線で適切な助言や指導をいただいております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、豊富な経験と高い見識を有する2名の社外取締役および2名の社外監査役を選任しており、専門的かつ客観的な観点から経営への意見や助言を受けることにより、経営の透明性と健全性を高め、経営の監視について十分に機能する体制が整っていると判断しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	最近の株主総会招集通知は、通常（開催日2週間前）より早期となる17日前に発送しており、当社ホームページへも早期掲載に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主様が出席できるように、開催日を前倒しし、集中日を避けて総会を実施しております。
電磁的方法による議決権の行使	2017年6月開催の株主総会より、インターネットによる議決権行使を実施しております。
その他	総会終了後、同一会場にて株主懇談会を開催し、当社への理解を深める施策を実施しております。また、当社ホームページに招集通知、総会・懇談会での説明資料を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにIRポリシーを掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期および期末決算の際にアナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催しており、代表者が出席し説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明資料、年次報告書、財務ハイライトなどIR資料の掲載の充実を図っております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	コーポレート・コミュニケーション室 Tel：03-6757-0107	
その他	IR支援会社に企業分析レポートの作成を委託し、四半期毎の決算情報や最新の開示情報を、日本語のみならず英語でも発信し、海外投資家を含めたIRの充実に努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「企業行動規範」を制定し、「健全な事業活動を通じて適正利潤を追求するとともに、これを各ステークホルダーに適正に還元し、企業としての持続的な発展を図る」旨の方針を掲げております。また、会社組織に代表取締役を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、「ラックグループコンプライアンスポリシー」および「倫理・コンプライアンスに関する相談及び通報規程」を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は企業理念のひとつに「地球環境に責任を持つ企業であり続ける」を掲げております。2010年5月より当社グループが入居しているオフィスビルは、省エネ、省資源やリサイクルなど環境に配慮した建物で、そのようなオフィス環境のなかで固定電話の廃止、無線LANの導入などによりフリーアドレスを実現し、全社挙げて節電やペーパーレス化の推進、ごみの分別の徹底による再資源化など環境保全への活動に取り組んでおります。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主に限らず、広く一般投資家に対して、投資判断の基礎となる会社情報を公平、均等、正確かつ迅速に提供することを基本方針としております。
その他	当社では女性社員の積極的な活用を重要な施策の一つとして位置づけ取り組んでいく考えであります。 既に取り組んでいるキャリア開発を申告する制度に加え、今後はロールモデルの設置や外部のキャリアコンサルを活用した社員の意識改革を促すことなど、また、育児・介護の状態にあっても雇用の継続や職場復帰後の就業を支援するための勤務形態として、短時間勤務の延長を申請により認めることの他、さらなる多様化に向け拡充・整備するとともに男性社員の育児休業取得率向上など、全体として女性社員が活躍できる場の提供を図ってまいります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、情報サービス産業の一員として、当社および子会社（以下、「ラックグループ」といいます。）の企業活動を支えている全てのステークホルダーと良好な関係を築き、長期にわたり持続可能性の高い成長を遂げていくために、コーポレート・ガバナンスの確立は不可欠と認識しております。この認識のもと、会社法第362条第5項および同法同条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項および同規則同条第3項の規定に従い、次のとおり「内部統制システムの基本方針」（以下「本方針」といいます。）を決定し、業務の有効性、効率性および適正性を確保し、安心と信頼を一層のものとして企業価値の向上を図ってまいります。

本方針は、ラックグループのすべての役員（取締役、監査役又はこれらに準ずる者をいいます。）および従業員（嘱託社員、臨時社員、派遣社員等又はこれらに準ずる者を含みます。）に適用されます。

当社は、社長直轄に内部監査部門を設置するほか、リスク管理委員会を設置し、ラックグループ全体を対象とする内部統制システムの構築を図っております。

また本方針を定めるとともに、コンプライアンスポリシー、企業行動規範と社員行動指針を制定し、ラックグループ各社の役員および社員全員が、社会倫理および法令違反の未然防止に努めております。

さらに、法令、社内規程や社会倫理に違反すると疑われる行為があった場合、これを直接通報できる体制を確保するため、「倫理・コンプライアンスに関する相談及び通報規程」を制定し、社内のほか社外にも通報窓口を設置しております。なお通報者については、本人の希望により匿名性が確保され安全と利益が保障されるよう運営しております。

第三者によるコーポレート・ガバナンス体制への関与状況としては、顧問弁護士からは顧問契約に基づき必要に応じて助言を受けるほか、内部通報制度における社外の通報窓口として関与を受けております。

また、会計監査人からは、監査契約に基づき、決算期における会計監査を受けております。

1. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、ラックグループコンプライアンスポリシーを制定し、ラックグループの全ての取締役および従業員が法令、定款および社内規程を遵守し、企業倫理、社会倫理に則って業務を遂行すべき旨を周知徹底する。

(2) 当社は、コンプライアンスに関する相談や通報のための内部通報制度を整備する。また、通報等の内容を秘守するとともに、通報者への不利益な扱いを行わない旨を定める。

(3) 内部監査部門は、内部監査に関する規程に基づき、従業員が法令、定款および社内規程を遵守し、適正に職務を執行しているかどうかを監査し、その監査結果を社長に、また要請がある場合には監査役に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

株主総会、取締役会、その他の重要な意思決定に係わる情報は、管理規程を定めて適切に記録・保存・管理し、株主を含む権限者および必要な関係者が閲覧できる体制を維持する。

3. 損失の危機（リスク）の管理に関する規程その他の体制

(1) 経営上の重要事項に関しては、取締役会もしくは、その他の重要な意思決定機関において、必要なリスク評価を行った上で、最終的に評価・決裁する体制を整備・運用する。

(2) ラックグループの事業活動全般にわたり生じうるリスクについて、リスク情報の把握、評価・分析、対策、体制等について定めた規程を整備し、リスク管理およびリスクマネジメント活動の維持・推進にあたる。

(3) 不測の事態が発生した場合に迅速に対処し、事業継続および復旧活動を着実にを行うため、危機管理に関する規程を制定し、緊急対応体制を整備する。また、発生した事件、事故等の履歴を管理し、再発防止に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、取締役の責任と権限に関する基本事項を定めた「取締役会規程」に基づき、適正かつ効率的に職務を執行する。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織および業務分掌に関する規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定める。

(3) 取締役会を経営方針の決定と業務執行の監督を行う機関として位置付けるため、執行役員制度を導入し、執行役員への権限委譲を図り、業務執行の効率化と迅速化を推進する。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、本方針を子会社と共有し、グループ全体での周知徹底を図る。

(2) 子会社の管理については、関係会社管理に関する規程において基本的事項を定め、各社における経営の重要事項などを当社に報告し、必要な場合には事前に承認を得る体制を整備する。

(3) 当社の定めるリスクマネジメント方針を子会社と共有するとともに、各社から定期的にリスク評価および対策について報告を受ける体制を整備する。

(4) 子会社においては、各社の業種、規模等に応じた管理体制を整備する。また、子会社各社には、当社から取締役および監査役を派遣し、各社の経営管理ならびに職務の執行の管理監督を行う。

(5) ラックグループコンプライアンスポリシーを、子会社各社に周知徹底する。また、内部監査部門は、子会社の内部統制の構築・運用状況を定期的に監査する。

(6) ラックグループにおける法令違反などの問題を早期に発見し対応するため、子会社各社において、当社の内部通報制度を利用可能とし、その

旨周知する。

6.監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制
当社は、監査役の求めがあったときは、監査役の職務を補助する従業員として適切な人材を配置する。

7.前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動等人事権にかかる事項については監査役会と協議のうえ決定する。
また、当該従業員への監査役の指示の実効性確保に努める。

8.取締役会および従業員が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
(1)ラックグループの取締役および従業員は、監査役からの要請に応じ、その担当する業務の執行状況の報告を行う。

(2)監査役に対して、ラックグループの取締役および従業員が、重大なコンプライアンス違反、信用毀損他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があること等を報告する体制を整備するとともに、当該報告を行ったことを理由に不利益な取扱いを行わない。

(3)監査役の職務執行に必要な費用は、法令に則って会社が負担する。

9.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査役が、取締役会の他、経営会議等の重要な意思決定が行われる会議へ出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および従業員から説明を求めるために必要な体制を整備する。

(2)取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図るための環境を整備する。

(3)その他、監査役の監査が実効的に行われるために、必要な体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、反社会的勢力との関係遮断を内部統制システムの法令等遵守・リスク管理事項としてとらえ、反社会的勢力による被害の防止に取り組むことを「企業行動規範と社員行動指針」に明記するとともに、「反社会的勢力排除に関する規程」を策定し、そのための管理体制を以下のとおり整備しています。

(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

当社は、「リスク管理委員会」のもとに反社会的勢力への対応を統括する部署（対応統括部署）を設置し、不当要求防止責任者を配置しています。反社会的勢力による不当要求、経済的取引の形での接近行為に対しては、速やかに対応統括部署に報告・相談する体制を整備しています。

(2) 外部の専門機関との連携状況

所轄の警察署が主催する連絡会に加入し、警察機関との密接な連携体制を確保するとともに、弁護士等の外部の専門機関との連携を深め、反社会的勢力への対応に関する指導を仰いでいます。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

対応統括部署において警察等の外部の専門機関との連携により、反社会的勢力に関する最新情報の収集に努め、社内への周知徹底を図り、注意喚起等に活用しています。

(4) 対応マニュアルの整備状況

対応の基本原則、リスク発生時における社員の行動要領を定めた「反社会的勢力排除対応マニュアル」を作成し、社内ポータルサイトに公開しています。

(5) 研修活動の実施状況

当社は、「企業行動規範」及び「社員行動指針」を役員・社員へ周知・徹底するため常時社内ポータルサイトに公開するとともに、幹部研修や新人研修などを通じて、社会規範の遵守と公正な企業活動の推進、反社会的勢力との関係遮断、その他のコンプライアンス意識向上に向けた啓発活動を推進しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

今後、構造変化が進展し、ますます競争が激化する情報サービス業界において、当社グループがさらに競争力を強化し、持続可能性の高い経営を実現するためには、戦略の共有と迅速な経営判断が可能な経営体制へと変革することが必要と認識し、平成24年4月1日付けで、完全子会社である株式会社ラック、エー・アンド・アイ システム株式会社、株式会社アイティークルーの3社を吸収合併し、純粋持株会社から事業持株会社へ移行いたしました。

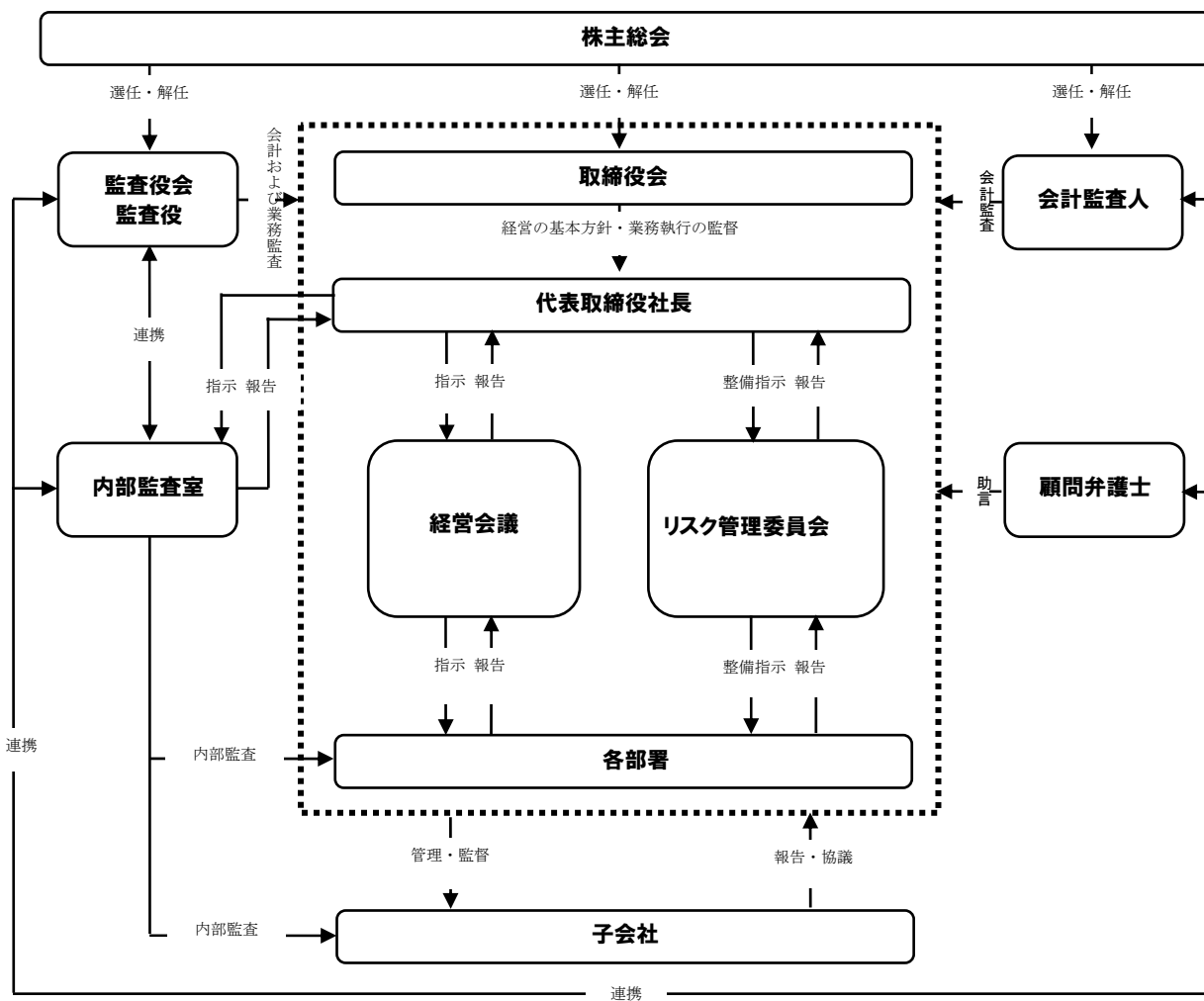
この体制により、意思決定の迅速化や情報共有の促進を図り、これまで以上に、戦略的なグループ経営の実践、事業推進におけるシナジー効果の創出やコスト構造の改革に取り組んでおります。

・コーポレート・ガバナンス体制についての模式図
[別紙1]をご参照ください。

・適時開示体制の概要

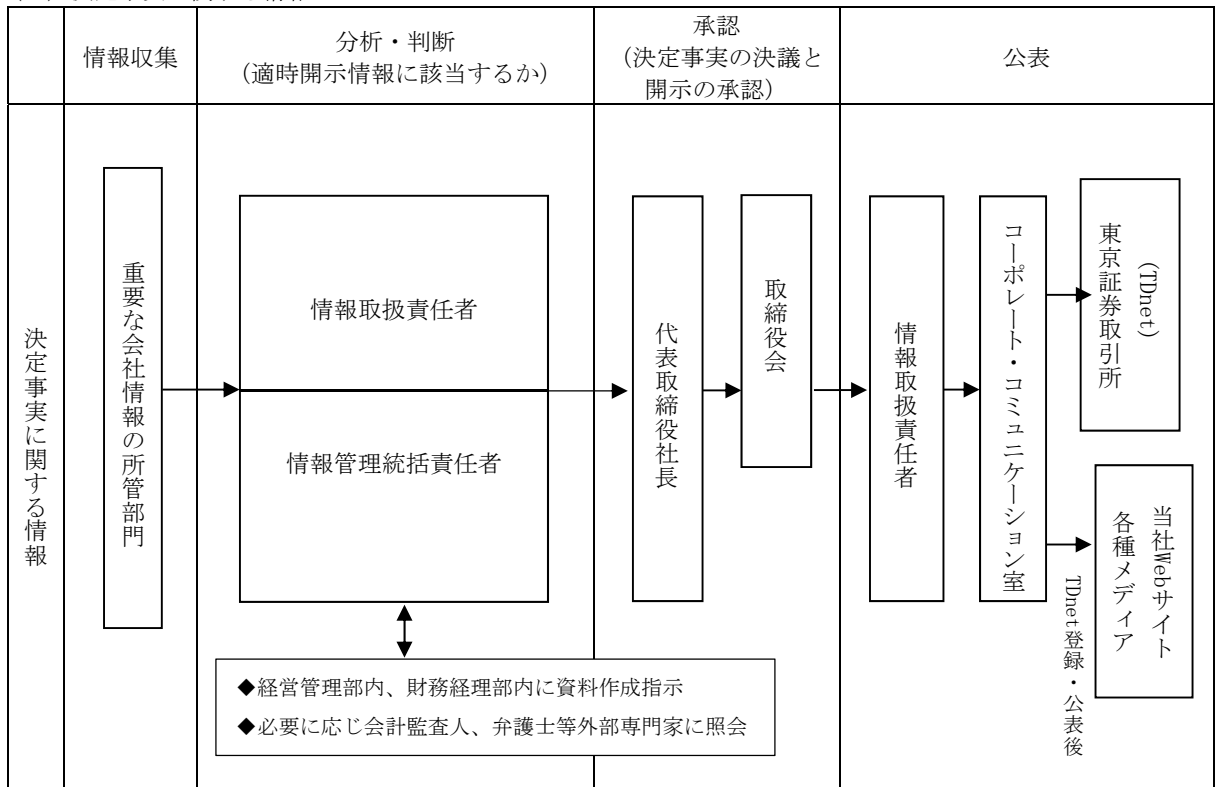
当社が発行する有価証券の投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営又は業績等に関する当社および当社グループの子会社の会社情報が生じた場合、社内規程に基づき情報管理統括責任者と情報取扱責任者のもとに情報が集約され、関係部門との協議のうえ、重要事実に該当するかどうかを決定します。[別紙2]の適時開示体制についての模式図のとおり、関係部門が連携して情報の管理および情報に基づく適時開示資料の作成を行います。

【別紙１】コーポレートガバナンス体制図

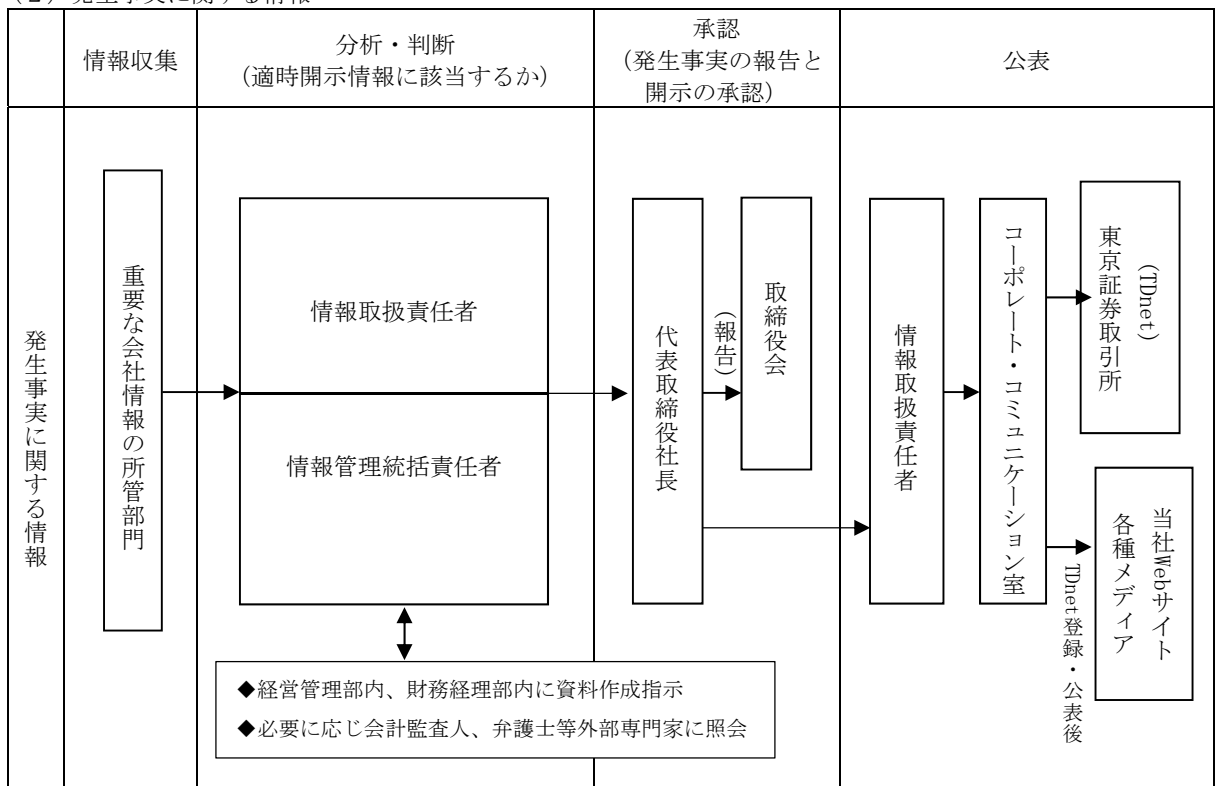


【別紙２】適時開示体制についての模式図

(１) 決定事実に関する情報



(２) 発生事実に関する情報



(3) 決算に関する情報

